

群馬コンベンションセンター

(愛称 Gメッセ群馬)

指定管理者募集要項

令和7年7月
群馬県産業経済部

目次

第1 施設の概要	1
第2 管理の業務等の範囲	2
第3 管理の運営の成果目標	4
第4 指定の期間	4
第5 申請に必要な資格	4
第6 申請の方法	5
第7 申請の受付期間	7
第8 選定委員会の設置及び審査・選定	7
第9 選定の基準	8
第10 スケジュール	11
第11 収入・支出等	12
第12 その他の留意事項	14
第13 問い合わせ先	18

群馬コンベンションセンター指定管理者募集要項

群馬県は、群馬コンベンションセンターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、次のとおり指定管理者を募集します。

第1 施設の概要

1 名称

群馬コンベンションセンター(愛称 Gメッセ群馬、以下「Gメッセ群馬」という。)

2 所在地

群馬県高崎市岩押町12番24号

3 概要

(1)施設の設置目的

人、情報及び技術の交流を促進する展示会、学術会議その他の催物の場を提供することにより、本県における産業、学術及び文化の振興を図ることを目的とする。

(2)施設の構成

ア 建物・施設

所在地	高崎市岩押町12番24号
設置年月日	令和2年4月1日
敷地面積	111,768 m ²
総延床面積	67,327 m ² (立体駐車場等約 34,500 m ² を含む。)
主な施設・建物	○展示棟・会議棟(延床面積 32,226 m ²) ・展示場 10,000 m ² (3分割可) ・メインホール 1,330 m ² (3分割可) ・中会議室(4室) 各 300 m ² (2分割可) ・小会議室(2室) 各 75 m ² ・特別応接室、交流室、ホワイエ、パントリーなど ○その他の施設 ・屋外展示場 20,000 m ² 超 ・駐車場 約 2,000 台 (立体駐車場 約 1,400 台、平面駐車場 約 600 台) ※平面駐車場の約 90 台分については、指定の期間中に管理の範囲から除外する場合があります。

イ 施設配置等 図面等は、Gメッセ群馬の公式HPを参照

「 <https://www.g-messe-gunma.jp/> 」(主催者の方へ→図面・画像を選択)

ウ 館内に所在する施設 TUMO Gunma 及び tsukurun TAKASAKI

所在フロア:G メッセ群馬4階(約 2,682m²)

参考:県 HP「 <https://www.pref.gunma.jp/page/643539.html> 」

(3) 施設の管理運営方針

ア 設置目的を達成するために施設の効率的かつ効果的な管理を行い、利用者の利便性の向上や管理経費の節減を図る。

イ 公の施設であることを常に念頭に置いて、公平な管理運営を行い、快適かつ安全な利用を確保する。

ウ 利用者の意見を管理運営に反映させ、利便性の向上や事業内容の充実などサービスの向上を図る。

エ 交流人口を増加させ、新たな人やモノの流れを生み出し、本県経済の発展につなげるため、県内利用者に加えて、県外利用者の獲得を図る。

オ 「Gメッセ群馬クリエイティブ拠点化基本構想」に基づき、群馬県のクリエイティブ拠点としてのブランド確立につなげるため、クリエイティブ関連イベントの開催やロケ地としての更なる活用により情報発信の強化を図る。

(4) 施設の来場者数

R6 年度 297,445 人

R5 年度 335,775 人

R4 年度 338,433 人

R3 年度 916,572 人

R2 年度 146,118 人

第2 管理の業務等の範囲

1 指定管理者が行う業務の範囲等

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。(詳細は別添仕様書を確認してください。)

(1) 広報宣伝・コンベンション誘致

ア 広報宣伝に関する業務

イ コンベンション誘致に関する業務

(2) 運営に関する業務

ア 施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の予約の受付・管理

イ 施設等の利用の承認等

ウ 施設等の利用の承認の取消し等

エ 休館日の設定

- オ 利用時間の変更等
- カ 受付時間の設定
- キ 利用料金の設定等
- ク 利用料金の収受
- ケ 利用者案内
- コ 利用者への情報提供
- サ 駐車場運営
- シ その他運営に関する業務

(3)維持管理に関する業務

- ア 維持管理計画書の作成
- イ 人員配置等
- ウ 危機管理
- エ 清掃業務
- オ 保守管理業務
- カ 設備機器の運転操作及び監視業務
- キ 保安警備業務
- ク 消防防災業務
- ケ 補修・修繕・更新・改修
- コ 外構管理

(4)その他業務

- ア 利用規約の作成
- イ 事業計画書の作成
- ウ 事業報告書の作成
- エ 文書管理
- オ 県の要請への協力
- カ 環境対策
- キ TUMO Gunma 及び tsukurun TAKASAKI との連携等

(5)関連事業

- ア 自主事業
- イ 来場者サービス
- ウ 利用者サービス

2 指定管理者が行う管理の業務の範囲外

- (1) 県及び県から許可を受けた団体が行う自動販売機の設置

- (2) 土地の賃貸借契約
- (3) 雨水貯留槽に関する事
- (4) 太陽光発電所
- (5) 倉賀野堰用水路・佐野堰用水路

第3 管理の運営の成果目標

管理運営の成果目標は、次のとおりとする。

- 1 年間来場者数が 350,000 人 (TUMO Gunma 及び tsukurun TAKASAKI の来場者を除く)
- 2 稼働率(稼働日数÷利用可能日数)が、以下のとおり。
 - ・展示ホール 60%以上
 - ・メインホール 80%以上

第4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)とする。ただし、指定の期間中であっても、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、指定を取り消すことがある。

第5 申請に必要な資格

指定の申請を行うことができる者は、法人その他の団体(以下「団体」という。)で、次に掲げる条件のすべてを満たすものとする。

1 団体又はその代表者が、次の事項(欠格事項)に該当しないこと。((6)及び(9)については、役員等を含む。)

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、県における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 当該団体の責めに帰すべき事由により、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第244条の2第11項の規定に基づき県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消してから2年を経過しない者
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (6) 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- (7) 暴力団員等が事業活動を実質的に支配している者

- (8) 親会社等又はその代表者、役員等が(5)から(7)までに該当する者
- (9) (5)から(8)までに掲げる者と便益の供与、交際等の関係を有する者(雇用又は使用している場合及び業務委託、資材調達等をしている場合を含む。)
- (10) 納付すべき税(都道府県税、市区町村税、法人税(法人の場合)、申告所得税(法人でない団体の代表者)、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。))を滞納している者
- (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金を滞納している者
- (12) 県議会議員、知事、副知事、企業管理者及び行政委員会の委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人となっている団体(議員以外の者にあつては、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。企業管理者及び行政委員会の委員については、その職務に関連する施設に限る。)
- (13) 県外に本社及び主たる事業所を置く団体が申請する場合は、「管理運営の基本方針」(様式7-1)の「1(4) 県内企業、団体の活用」に県内企業及び団体へ発注する業務並びにその割合などをできるだけ具体的に記載することが必要である。

2 グループ申請の場合の条件は次のとおりとする。

- (1) 複数の団体がグループを構成して応募する場合は、代表となる団体を定めるとともに構成員は連帯して責任を負う。
- (2) グループを構成するすべての団体は、前記1(1)から(12)までの条件を満たす必要がある。
- (3) 同時にGメッセ群馬の指定管理者に応募する複数のグループの構成団体となることはできない。
- (4) 単独に応募した団体は、グループで応募する場合の構成員となることはできない。
- (5) 代表となる団体及びグループを構成する団体の変更は原則として認めない。

ただし、グループを構成する団体については、業務遂行上支障がないと県が判断した場合に限り、変更を認めることがある。

第6 申請の方法

1 提出書類

申請しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

なお、審査の過程で追加資料を求めることがある。

- (1) 指定管理者指定申請書(様式1)
- (2) グループ申請に関する書類

グループ申請の場合は、次に掲げる書類を提出すること。

ア グループ構成表(様式2)

イ 指定管理者の募集へのグループによる申請に当たっての誓約書(様式3)

ウ 委任状(様式4)

(3) 団体概要書(様式5)

団体概要書には次に掲げる書類を添付し、グループ申請の場合は、構成団体ごとに提出すること。

ア 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

イ 法人にあっては登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し(申請日の3カ月以内に発行されたもの)

ウ 申請の日の属する事業年度の直近3事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれら類する書類

エ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書又はこれに類する書類

オ 都道府県税、市区町村税、法人税、消費税等の納税証明書(県内に本社または事業所がない場合の都道府県税、市町村民税の納税証明書は「本社のある都道府県(市区町村)が発行する納税証明書」とする。)

(4) 団体又は代表者が欠格事項に該当しない旨の申告書(様式6)

グループ申請の場合は、各構成団体ごとに提出すること。

(5) 事業計画書一式(様式7)

事業計画書は全体で20ページ以内(7-5、7-8、7-9及び添付資料を除く。)とし、各様式内に記載のある書類を添付すること。

(6) 事業計画書要旨(様式8)

事業計画書の内容をA4判2ページ以内にまとめること。なお、事業計画書要旨は、申請受付期間終了後、県ホームページで公表する。

(7) 障害者雇用率等(様式9)

障害者雇用率等には、次に掲げる書類を添付すること。

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用状況報告書の写し(提出義務がある事業者に限る。)

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用納付金に係る申告書の写し及び納付書の写し(令和6年度及び令和5年度のもの)(対象となる事業者に限る。)

2 提出方法

(1) 提出場所

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 11階北フロア

群馬県産業経済部戦略セールス局 e スポーツ・クリエイティブ推進課施設活用係

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便)により提出すること。電子メールやファクシミリによる提出は無効とする。

※持参の場合は、後記第13の問い合わせ先へ電話またはメールによる日時の予約が必要である。

(3) 提出部数

ア 提出部数は、編綴済みの正1部、編綴済みの副9部の計10部とする。

イ 申請書の電子データについてもCD-R等で1部提出すること。

ウ 印刷・複写が困難なリーフレット等の資料がある場合は、10部提出すること。

3 著作権の帰属等

(1) 提出された申請書類の著作権は、申請者に帰属する。

(2) 県は、選定結果の公表などに際し必要な場合は、必要とする範囲内で申請書類の内容を無償で使用することができることとする。

(3) 提出された書類は、群馬県情報公開条例(平成十二年六月十四日条例第八十三号)による開示請求があった場合は、同条例により非公開とすべき部分を除き、公開することがある。

4 その他

(1) 申請者名は、事業計画書要旨と合わせて、受付期間終了後に県ホームページで公表する。

(2) 受付期間終了後は、提出された申請書類は、理由のいかんを問わず、返却しない。また、申請書類の修正・再提出や申請の撤回は原則できない。

(3) 提案は、1応募者(グループ申請の構成団体である場合を含む)につき1提案までとし、複数提案することはできない。

(4) 複数の団体でグループを構成して応募する場合は、すべての団体について、前記1(3)、(4)、(5)の様式7-8、様式7-9及び(7)の書類の提出が必要である。

第7 申請の受付期間

申請を受け付ける期間は、令和7年8月18日(月)から令和7年8月29日(金)までの執務時間内(午前8時30分から午後5時15分まで)とする(土曜日・日曜日及び祝日を除く)。

郵送の場合は、書留郵便とし、令和7年8月29日(金)必着とする。

第8 選定委員会の設置及び審査・選定

指定管理者の選定については、その選定過程や手続の透明性・公正性を高めていくため、外部の有識者等で構成する令和7年度群馬コンベンションセンター指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、総合的に審査・選定を行う。

審査は、書類審査による第1次審査と、申請者によるプレゼンテーション及び申請者に対するヒ

アリングによる第2次審査を行う。

第9 選定の基準

選定委員会は、次の基準により審査の上、第2次審査で採点を行う。県は、選定委員会の採点結果を基に候補者を決定する。

ただし、合計得点が第1位であっても、合計得点が150点に満たない場合又は選定基準の中で得点が「E 特に劣っている」の得点が1つでもある場合は、候補者に選定しない。また、各選定委員の採点状況等を総合的に検討し、合計得点が第1位でない者を候補者に適すると判断する場合がある。

1 選定基準・審査項目

選定基準	審査項目	配点	採点				
			A	B	C	D	E
管理運営の基本方針	管理運営の基本方針が県の方針と合致しているか	10	10	7.5	5	2.5	0
	成果目標を達成する具体的で適切な方法が提案されているか	10	10	7.5	5	2.5	0
	県経済の振興に資する具体的な提案がなされているか	20	20	15	10	5	0
	県内の企業・団体の活用・発注は具体的で効果的な内容となっているか	20	20	15	10	5	0
	利用者の平等、公平なサービスの提供について考慮しているか	5	5	4	3	2	0
施設の設置目的の効果的かつ効率的な達成	選ばれ続ける施設(クリエイティブ関連イベント開催やロケ地活用含む)となるための効果的な広報宣伝が提案されているか	20	20	15	10	5	0
	稼働率を高めるための効果的で具体的な取組が提案されているか	20	20	15	10	5	0
	県及び県コンベンションビューローと連携する具体的な提案がされているか	20	20	15	10	5	0
	サービスの向上や利用者の増加につながる料金設定がされているか	20	20	15	10	5	0

	利用者の意見の把握や業務への反映などサービス向上のための姿勢がみられるか	20	20	15	10	5	0
	自主事業は具体的で、集客や交流人口の増加につながる内容となっているか	10	10	7.5	5	2.5	0
	収支計画は実現可能性があるか。事業計画との整合性は図られているか	20	20	15	10	5	0
	県への納付金の水準	20	20	15	10	5	0
安定的で効率的な管理運営能力その他施設の設置目的を達成するために必要と認める基準	維持管理は効率的で安定的に行われる内容となっているか	10	10	7.5	5	2.5	0
	管理運営を行うための人員の確保、組織体制等が適切なものになっているか	10	10	7.5	5	2.5	0
	施設を安定的に運営できる財務状況になっているか	10	10	7.5	5	2.5	0
	法令遵守(コンプライアンス)に対する取組は妥当か	10	10	7.5	5	2.5	0
	労働保険や社会保険の加入状況は適切か	5	5	4	3	2	0
	当初から円滑に管理運営業務をできる専門知識を有しているか 【※1 現指定管理者】 現指定管理者は別項目として採点	10	10	7.5	5	2.5	0
	類似施設運営の実績はあるか。施設を継続的に運営できる能力を有しているか	5	5	4	3	2	0
	コンベンション開催等に対応できる人材の確保や人材育成方針になっているか	5	5	4	3	2	0
その他	利用者からの苦情・要望への対応やトラブルへの対策が妥当なものであるか	5	5	4	3	2	0

	環境保全に対する取組が妥当なものであるか	5	5	4	3	2	0
	災害発生時、緊急時の対応が妥当なものであるか	5	5	4	3	2	0
	個人情報保護、情報公開の取組が妥当なものであるか	5	5	4	3	2	0
	計	300					

採点は、配点項目ごとに、次の基準により各選定委員が行った評価をその項目の採点欄の得点に換算して行う。

なお、配点項目ごとに全委員の採点を平均したものをその配点項目の得点とし、全配点項目の合計得点を算出する。

A:特に優れている B:優れている C:普通 D:劣っている E:特に劣っている(基準を満たさない)

※1 現指定管理者が申請した場合は、「専門的知識」は単独で配点し、管理運営状況の評価結果に応じて次の基準により採点する。

採点	評価委員会の総括評価		県の年度評価の総合評価
A 10点	A	かつ	直近がA
B 7.5点	B以上	かつ	指定期間中すべてB以上
C 5点	B以上	かつ	直近がB
D 2.5点	C	又は	直近がC
E 0点	D	又は	直近がD

※ 管理運営状況の評価基準 A:優良 B:良好 C:要努力 D:要改善

4 障害者雇用率加算等

申請者の障害者雇用率(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号)又は同法施行規則(昭和三十五年労働省令第三十八号)に基づく報告における実雇用率を指す。以下同じ。)の達成の程度に応じて上記の配点とは別に、下表のとおり加点減点項目・配点を定める。

なお、法定雇用障害者数を満たしていない申請者については、指定管理期間中の達成に努めることとする。

1. 障害者雇用率が2.8%以上の場合 ^(※1,2)	10点の加算
2. 障害者雇用率が2.5%以上2.8%未満の場合 ^(※1,2)	5点の加算
3. 過去2年分 ^(※3) の障害者雇用納付金について、滞納があった場合	10点の減点

※1グループ申請の場合は、原則全事業者の平均で算定するものとする。

※2障害者の雇用の促進等に関する法律に定められている国への報告義務がない団体においても算定を行う。

※3指定管理者募集年度の前年度申告分及び前々年度申告分を指す。

第10 スケジュール

1 募集要項等の配布

(1) 配布期間 令和7年7月1日(火)から令和7年8月1日(金)まで

(2) 配布方法

県ホームページ(<https://www.pref.gunma.jp/page/709722.html>)に掲載

(3) 配布時間

配布期間内の終日。ただし、サーバーのメンテナンス等により、一時的に閲覧及びダウンロードができなくなる場合がある。

2 申請に関する現地説明会

現地説明会を次のとおり開催するので、参加を希望される場合は、現地説明会参加申込書(様式10)により、電子メールで申し込むこと。

(1) 日 時 令和7年8月6日(水)午後1時30分から

※申し込みが多数の場合は、開始時間を調整する場合がある。

(2) 場 所 群馬コンベンションセンター(高崎市岩押町12番24号)

1階シビックルーム

(3) 申込期限 令和7年8月1日(金)午後5時15分まで

(4) その他 詳細については、申込者あて別途連絡する。

また、申請書受付締切日までの間は、現地説明会以外の日でも、事前に後記第13の問い合わせ先に連絡の上、随時施設の見学は可能。ただし、現地での説明ができない場合がある。

3 申請に関する質問

申請に関する質問は、質問票(様式11)により行うこと。

質問票は後記第13の問い合わせ先まで、電子メールで送付のこと。

(質問受付期限: 令和7年8月8日(金))

質問への回答は、原則として、県ホームページに掲載する。

4 第1次審査結果の通知

第1次審査の結果については、令和7年9月頃(予定)にすべての申請者に対して通知する。

5 プレゼンテーション及びヒアリング

第1次審査を通過した申請者については、申請内容等について、プレゼンテーション等による

審査を行う。日時・場所等の詳細は、第1次審査の結果と合わせて連絡する。

6 選定結果の通知

指定管理者の候補者の選定結果については、令和7年11月頃に第1次審査を通過したすべての申請者に対して通知する。

7 選定結果の公表

指定管理者の候補者を選定した審査の過程や審査結果等については、県ホームページで公表する。

8 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、県議会(令和7年第3回後期定例会)における議決を経て行う。

第11 収入・支出等

1 利用料金に関する事項

Gメッセ群馬においては、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用しているため、指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とする。

利用料金は、県が群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例(平成二十九年十月二十日条例第三十二号)で定める額の1.5倍を上限として、指定管理者が県の承認を得て定めることができる。

なお、利用料金の変更は、軽微なものを除き、原則として変更しようとする日の12カ月前までに書面により県に協議を申し入れること。

2 管理費用の算出(別紙1「管理運営状況」参考)

管理費用の算出に当たっては、人件費、事業費、光熱水費、修繕費、施設維持管理費、一般管理費、租税公課費など、管理業務に必要な経費を計上し、提案すること。

なお、算出に当たっては、以下の点に注意すること。

- (1) 利用料金制度導入施設であるため、利用料金の全部を指定管理者の収入とすること。
- (2) 利用料金等の収入額が、指定管理者が作成した事業計画に達しないなど、実績に変動があっても、指定管理料による補填等を行わない。

3 県への納付金

県への納付金は、固定納付金及び精算後納付金とする。

- (1) 固定納付金

固定納付金は、5年間で1億円以上とし、収支計画に基づき、申請者が提案するものとする。

指定管理業務開始後に収入額が見込み額を下回っても、固定納付金は変更しない。

(2) 精算後納付金

精算後納付金は、各事業年度ごとに、次の計算により得られた額とする。

「(確定収入額)－(管理運営経費)」×1/2＝精算後納付金

※ 確定収入額には、来場者サービスを含み、自主事業及び利用者サービスを除く。

※ 管理運営経費には、固定納付金及び来場者サービスを含み、自主事業、利用者サービスの提供及び法人関係税を除く。

※ 来場者サービス及び利用者サービスの定義は、仕様書に定めるところによる。

※ 法人関係税とは、法人税、地方法人税、法人県民税、法人事業税、法人市民税をいう。

※ 上記計算式により得られた精算後納付金の額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り上げるものとする。

※ 上記計算式により得られた精算後納付金の額が負数となる場合は、精算後納付金を納付する必要はない。

4 管理費用の経理

(1) 管理費用の経理は、団体の他の事業に係る経理と明確に区分した上で県の会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに区分すること。

(2) 指定管理業務に係る専用の口座を開設すること。他の事業との共通経費がある場合は、あらかじめ適正な配賦基準を定めて計上すること。

(3) 自主事業を行う場合は、自主事業に係る経費を区分して経理すること。

5 修繕等

1件(合理的な理由のある工事単位)につき税込250万円未満の施設等の修繕等は、指定管理者の負担となるので、所要の経費を計上すること(年度の上限は、税込1,000万円とする。)

なお、1件につき税込250万円以上の修繕等であっても、維持・管理に瑕疵があった場合は、指定管理者の負担で行うことになる。

6 備品購入費

備品を購入する必要がある場合は、所要の経費を計上してください。

なお、県が貸与した備品の経年劣化や毀損滅失等により購入又は調達する代替の備品の所有権は、県に帰属する。その他備品についても、あらかじめ県と指定管理者で協議の上、施設の管理運営に不可欠なものと判断される備品については県に帰属することがある。

また、事業計画(管理費用の積算)にない備品を購入する際は、事前に所有権について県と協議すること。

7 消費税等の扱い

消費税等は10%で算定すること。

なお、指定期間中の消費税等の税率が変更された場合については、関係経費について確認の上、必要額を見直すこと。

指定管理者として指定された場合、協定書の締結にあわせて、課税事業者届出書または免税事業者届出書を提出すること。

8 収入に関する留意事項

(1) 指定管理者が施設の管理に際して見込める収入は、原則以下のとおりである。

なお、指定期間中に、県から指定管理料は支払われません。

ア 利用料金

イ 来場者サービス

ウ TUMO Gunma 及び tsukurun TAKASAKI からの専有面積に応じた光熱水費

(2) 利用者サービス、自主事業、指定管理業務以外の事業等により(1)に該当しない収入を見込む場合は、具体的な内容を明示の上、事業計画を作成すること。

9 経理・会計処理

Gメッセ群馬では利用料金の収入は、原則として利用が発生する時をもって計上するものとし、次年度使用に係る利用料金は、前受金として処理する。

第12 その他の留意事項

1 協定に関する事項

指定管理者に指定された場合には、指定の期間を通じた「基本協定書」と「年度協定書」を締結することとなる。

【基本協定書】

基本協定書に定める主な事項は、次のとおり

(1) 施設の広報宣伝、コンベンション誘致に関する事項

(2) 施設の運営に関する事項

(3) 施設の維持管理に関する事項

(4) 施設の管理費用に関する事項

(5) 利用料金の決定に関する事項

(6) 県への納付金に関する事項

(7) 自主事業に関する事項

(8) 個人情報の保護に関する事項

(9) その他必要な事項

- ・協定の目的
- ・指定の期間
- ・協定の適用関係
- ・区分経理
- ・文書の管理及び保存
- ・備品の取扱い
- ・秘密の保持
- ・月例報告書、事業報告書等の作成及び提出
- ・モニタリングの実施
- ・リスク等分担
- ・委託の原則禁止
- ・権利義務の譲渡の禁止
- ・不可抗力による業務の免除
- ・指定の取消し
- ・指定管理者による協定解除の申出
- ・指定管理業務の引継ぎ
- ・原状回復義務
- ・損害賠償
- ・諸規則の整備及び提出(個人情報保護、情報公開、使用承認事務処理、緊急時の連絡体制、省エネルギー関係法令に基づく管理標準等)
- ・暴力団等の排除
- ・大規模災害発生時の対応

【年度協定書】

年度協定書に定める主な事項は、次のとおり

(1) 当該年度の業務内容(事業計画)

(2) 当該年度の管理費用に関する事項

(3) 納付金の納入方法及び時期に関する事項

(4) その他必要な事項

2 指定の取消し等

- (1) 前記第10-8により指定管理者の指定を受けた者が、正当な理由なく基本協定、年度協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、当該指定を取り消す場合がある。
- (2) 協定締結までの間に次のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
 - ア 資金事情の悪化等により、適正な施設管理を継続することが確実にないと認められるとき
 - イ 著しく社会的信用を損なうなどにより、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき
- (3) 指定の期間中であっても、施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務等の停止を命じることがある。
- (4) 指定管理者による協定解除の申出を受けた場合、申出がやむを得ないものと認めるときは、協定を解除し、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。この場合、あらかじめ協定書において定めた額を違約金として指定管理者に請求することがある。

3 業務の一括委託禁止

指定管理者は、指定管理業務等を行うに当たり、当該業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

4 法令遵守に関する事項

指定管理者は、次に掲げる関連する法令等を遵守し、業務を遂行すること。

- (1) 地方自治法及びその他関係法令
- (2) 群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例(平成十六年十月十八日条例第五十号)
- (3) 群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則(平成十六年十月十八日規則第六十三号)
- (4) 群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例
- (5) 群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成31年度制定予定)
- (6) 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)その他労働関係法令
- (7) 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)その他施設及び設備の維持管理又は保守点検に関する法律
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
- (9) 群馬県暴力団排除条例(平成二十二年十月二十八日条例第五十一号)
- (10) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)その他省エネ

ルギー関係法令

(11) 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)

(12) 障害者の雇用の促進等に関する法律

(13) その他の関係法令

※情報公開、個人情報保護については8に掲載

5 障害者の雇用に関する事項

(1) 5人以上の職員を雇用する施設については、次表のとおり施設自体での障害者雇用に努めること。

施設の従業員数	雇用する障害者数
5人～39.5人	0.5人以上
40.0人～59.5人	1人以上
60.0人～79.5人	1.5人以上
80人～99.5人	2人以上
100.0人～119.5人	2.5人以上
120.0人以上	3人以上

※人数のカウント方法は、障害者雇用率の算定に同じ

(2) 指定管理者に指定された場合には、当該団体として、障害者の雇用の促進等に関する法律で定められた基準を満たすよう、障害者の雇用に努めること。

6 障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項

指定管理者に指定された場合には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に定めるもののほか、県知事部局等における障害を理由とする差別の解消に関する対応要領に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うこと。

7 損害賠償責任保険に関する事項

指定管理者としての注意義務を怠ったことにより利用者や第三者に損害を与えた場合などの備えとして、指定管理者の負担において損害賠償責任保険等に加入すること。

なお、火災保険については県が加入する。

8 情報公開・個人情報保護に関する事項

(1) 情報公開に関する事項

指定管理者に指定された場合には、群馬県情報公開条例に基づき、Gメッセ群馬の管理に関する範囲において、県に準じる取扱いを定めた規程を制定すること。

(2) 個人情報保護に関する事項

指定管理者に指定された場合には、群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び個人情報の保護に関する法律に基づき、施設の管理に関し知り得た個人情報等の保護について適切な対応を図ること。

なお、個人情報の取扱いに関する管理体制等を確認するため、資料提供に応じること。

<確認事項>

- ・個人情報の取扱いに関する責任者が設置されており、責任の所在が明確になっているか。
- ・個人情報の漏えい等事案の発生又は兆候を把握した場合の報告連絡体制が整っているか。
- ・情報の秘匿性が高い情報については、個人情報を取り扱う担当者や業務内容が特定されているか。

9 その他

(1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。

(2) 次のいずれかに該当するときは、失格とする。

ア 申請書類に虚偽の記載があったとき

イ 選定に関して選定委員と接触したとき(申請前を含む。)

ウ 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき

エ その他不正な行為があったとき

(3) 申請情報について暴力団等との関係の有無を関係機関に照会することがある。

(4) 指定後に暴力団等との関係その他欠格事項に該当することが判明した場合は指定の取消しなどを行う。

第13 問い合わせ先

群馬県産業経済部戦略セールス局 e スポーツ・クリエイティブ推進課施設活用係

所在地: 前橋市大手町一丁目1番1号 電話: (027)898-2705

メール: convention@pref.gunma.lg.jp